

# 結核の発生届

結核は感染症法で**2類感染症**に規定されています

結核患者・疑似症患者・潜在性結核感染症と診断された場合は、**直ちに**保健所へ届出が必要\*1です！

\*1:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」とする)第12条第1項に基づく

直ちに届出が必要な3つの理由

確実な治療の提供

治療の支援

蔓延防止

※当該届出に違反した医師には、50万円以下の罰金が科せられる可能性があります(感染症法第77条)

# 結核患者入院・退院届

結核患者が入院または退院した時は、**7日以内**に保健所へ届出が必要\*2です！

\*2:感染症法第53条の11に基づく

岡山県内在住患者の届出は **患者居住地の保健所** へお願いします

保健所名	所管区域	連絡先
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934
東備支所	備前市、赤磐市、和気町	0869-92-5180
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7024
井笠支所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	0865-69-1675
備北保健所	高梁市	0866-21-2836
新見支所	新見市	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990
美作保健所	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	0868-23-0163
勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	0868-73-4054
岡山市保健所	岡山市	086-803-1290
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9810



©岡山県「ももっち」

令和8年4月1日より、届出が法定期限を超過した場合、届出遅延理由書を提出いただきます  
届出期限の遵守にご協力のほどよろしくお願いいたします